



©宮城県・旭プロダクション



セーフティ123通信

発行：宮城県・みやぎ交通安全啓発・実践キャンペーン実行委員会

「セーフティ123通信」は、交通安全キャンペーン「セーフティ123」の参加者を応援する情報誌です。

宮城県内を走るドライバーのみなさん！安全運転してますか？

飲酒運転は凶悪な犯罪です しない させない 許さない

【概要】

食事の際「ビール1杯くらいだったら、運転しても大丈夫」と思い飲酒後に車を運転。ハンドル操作を誤り、電柱に衝突し飲酒運転が発覚。

ドライバー語録

「ビールを1杯飲みました。でも、お酒に酔うほどでもなかったんで、すぐそこまでだし、事故を起こしたり、警察に捕まることもないだろうと思い、車を運転しました。」「ちょっとだけなら」のつもりが、本当に取り返しのつかないことをしてしまった…。」

「えっ、逮捕されるの？明日は仕事の予定があるのに？運転免許証は取消しに？罰金は？修理代は…？、今後、いったいどうすれば…。」



飲酒運転の根絶！ 二日酔い状態による運転も禁止！

ドライバーの皆さん、ニュースや新聞では、「飲酒運転で逮捕」という記事を目にすることがありますよね。法律で違反点数、罰金が引き上げられて厳罰化されているにもかかわらず、いまだに飲酒運転による悲惨な交通事故が後を絶ちません。

飲酒運転を行うと、酒酔い運転の場合は35点、酒気帯び運転の場合は25点(または13点)の違反点数が加算されます。

また、飲酒運転で交通事故を起こすと、不注意の程度や、相手が負った怪我の程度による点数が加算されることになり、運転免許証は取り消されてしまうことになります。

県警のデータによると、県内の飲酒運転者による人身交通事故は、令和2年1月から10月まで、30件発生して1名の方が亡くなっています。

飲酒運転事故の当事者の多くは、「近くまでだから運転代行は頼まなかった」とか、「お酒は少しだけしか飲んでいないから大丈夫だと思った」、「交通事故を起こすことはないだろう」と言うような理由で、飲酒運転を行っているケースが多いようです。



飲酒運転をさせない！ 飲酒運転は許さない！

飲酒運転は重罪です。決して許される罪ではありません。飲酒運転をする理由に同情の余地はありません。ドライバーとして「お酒を一滴でも飲んだら運転しない」という強い意思を持ちましょう。また、飲酒運転者のみならず、飲酒した人への車両の提供、運転者へのお酒類の提供、飲酒した者が運転する車への同乗も飲酒運転者と同じく罪に問われる場合もあります。

万が一、知り合いが飲酒運転を行おうとしている場合には、ためらわずに止めさせましょう。

皆さんも「飲酒運転は絶対に許さない」交通環境作りのドライバーとして、今後も安全運転に努めましょう。

「冬道の安全運転 1・2・3運動」

12月1日から2月28日まで

冬道の走行時は、積雪、凍結等による滑走事故に十分注意しましょう。

安全な速度 1割のスピードダウン
 車間距離の保持 2倍の車間距離
 早めの出発 3分早めの出発

あわせて、タイヤが滑る原因となる「急ブレーキ」「急ハンドル」「急加速」にも注意しましょう。

「年末の交通事故防止運動」

12月1日から12月31日まで

～ ゆっくり走ろう 師走の みやぎ ～

12月は、日没時間が年間を通じて最も早く、交通量の増加による渋滞や心理的な慌たしさ、飲酒機会の増加、積雪・凍結等による路面状態の悪化等、様々な要因が重なり合って、交通事故が最も多発する時期です。

心と時間に、ゆとりを持った行動で、交通事故を起こさない、遭わないようにしましょう。

「夕暮れ時の交通事故防止運動」

10月1日から1月31日まで

日没時間が早くなる時期、交通事故が多発する夕暮れ時から夜間の時間帯は特に注意しましょう。

夕暮れ時の事故防止「ラ・ラ・ラ運動」

ライトオン (Light on) 早めのライト点灯
 ライトアップ (Light up) 目立つ装備・服装
 ライトケアフル (Right careful) 右側注意

交通事故に遭われた方々へ

交通事故で発生した損害賠償問題などのご相談を受けております。お気軽にご利用ください。また、ご家族や知人などで、交通事故のことでお困りの方などにもご紹介ください。

窓口	電話 (問い合わせ先)	弁護士法律相談日程
交通事故相談室	022-211-2432、2433	毎月第2・第4金曜日
大河原地方振興事務所 県民サービスセンター	0224-53-3111 内線241	4月・7月・10月・1月の 第3金曜日
北部地方振興事務所 県民サービスセンター	0229-91-0701 内線216	5月・8月・11月・2月の 第3水曜日
北部地方振興事務所栗原地域事務所 県民サービスセンター	0228-22-2111 内線280	6月・9月・12月・3月の 第3木曜日
東部地方振興事務所登米地域事務所 県民サービスセンター	0220-22-6111 内線294	5月・8月・11月・2月の 第3火曜日
東部地方振興事務所 県民サービスセンター	0225-95-1411 内線3040	4月・7月・10月・1月の 第3水曜日
気仙沼地方振興事務所 県民サービスセンター	0226-24-3186	6月・9月・12月・3月の 第3水曜日